

議第 1 1 1 号

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 1 年呉市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の種類)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当，初任給調整手当，扶養手当，地域手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，管理職員特別勤務手当，期末手当，勤勉手当，災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。以下同じ。）及び退職手当とする。</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第 1 4 条の 2 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 3 2 条第 1 項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 1 6 年法律第 1 1 2 号）第 1 5 4 条（同法第 1 8 3 条において準用する場合を含む。）及び<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）第 4 4 条</u>において準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成 2 5 年法律第 5 5 号）第 5 6 条第 1 項に規定する職員が、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に、その者に対して支給する。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当，初任給調整手当，扶養手当，地域手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，管理職員特別勤務手当，期末手当，勤勉手当，災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。以下同じ。）及び退職手当とする。</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第 1 4 条の 2 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 3 2 条第 1 項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 1 6 年法律第 1 1 2 号）第 1 5 4 条（同法第 1 8 3 条において準用する場合を含む。）及び<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）第 2 6 条の 8</u>において準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成 2 5 年法律第 5 5 号）第 5 6 条第 1 項に規定する職員が、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に、その者に対して支給する。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整理をするため、この条例案を提出する。